

交際費の扱いが変わります！！

平野 信宏

東京ディズニーランドなどを運営している「オリエンタルランド」が国税局の税務調査により交際費等の指摘を受け、約12億円の申告漏れが話題となりましたが、平成18年税制改正で交際費の取扱が改正されたのは前号でお知らせしたとおりです。

この改正は「一人当たり5,000円以下の一定の飲食費は交際費から除かれる」というもので、利用する方も多いと思います。

そこで今回は、もう少し詳細の情報をお知らせ致します。

この改正を聞いて、「おおそうか、じゃあ、この飲み屋は5人で行ったから交際費にはならないな。」と領収証をそのまま経理に回す担当者。

ちょっと待った！！！！

飲食費等の支出について、支払先からの領収書や請求書等の記載事項だけではわからない部分、つまり、接待の相手先名称、飲食の席に出席した者の人数を正しく記録して保存しておくということになります。

具体的に書類に記載する事項は次の通り規定されています。

飲食等のあった年月日

飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

飲食等に参加した者の数

費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地（店舗を有しない等で名称・所在地が明らかでない場合は領収証等に記載された支払先の氏名又は名称、居所又は事務所等の所在地）

その他参考となるべき事項

従いまして、会社としては、交際費等から除外できる額を集計するために、支払いの相手先からもらった領収証とは別に、ある程度の書類を整備することが必要になります。

支払先や年月日、金額は領収証でわかりますが、それ以外の部分は、一定のルールを設けるなどして記録しておかないと経理の方では処理できなくなってしまいます。

特に上記の相手先は、ある程度相手が特定される必要があると考えられるので、単に「株式会社」といったような記載ではなく、例えば「株式会社 課 様ほか 名」などといったようにもう少し具体的に記載した方がよいです。また、「その関係」は、得意先、仕入先等の記載でよいと思います。

の「その他参考となるべき事項」は、「摘要」欄として、～ の記載に関する補足事項等を記載してください。

また、今回の制度は「飲食費」についてのみ対象となっていますが、接待に際して相手に贈答品を贈るような場合、これを含めるようなことは認められません。ましてや5,000円以下とするために領収証を分割したり、人数を水増ししたりすれば事実の偽装があったということになり、重加算税の対象になり得ます。社内の者だけの飲食であるにもかかわらず、社外の者がいると偽っている場合も同じように厳しい罰則の対象になると思います。くれぐれもこの制度の悪用は避けてください。また、逆に悪用と判断されないためにも、ご面倒でも上記致しました書類の整備をお願い致します。

そのためにも、飲食の領収証は溜めずに経理で精算しましょう。溜めると詳細を忘れ、後々会社も経理も困ってしまいますから。

最近の情報として、「ゴルフの接待において、お昼をご馳走するケース」がよくありますが、この**飲食費等を取り出して金額判定の対象とすることはできません**。ゴルフの接待という行為の中に飲食があっても、ゴルフと飲食は一連の接待行為とみなされるからです。つまり、飲食費であるからといって、その部分を抜き出して処理はできないということです。

最後に、今回の改正で「一人当たり5,000円」の話が一人歩きしている模様ですが、**「会議のために通常の昼食程度であれば、5,000円を超えても交際費等としない」という取扱は変わりません**。

「会議のために通常の昼食程度」とは、例えば、社長が合併の話等重要な相手先とホテルでランチをした場合8,000円程度かかったとしても、それは通常の範囲であると思います。

このあたりは、非常にデリケートな問題ですので、担当者にご確認くださいませ、よろしくお願いたします。

長者番付の廃止

川上 陽

3月15日で確定申告期限が終わりました。昨年までであれば、5月16日から31日までが所得税の公示期間とされており、上位百人の高額納税者が国税庁から公表されて、スポーツ選手や芸能人など、ジャンル別の番付がメディアを賑わしておりました。平成16年にはファンドマネージャーが百億円の報酬を得て、サラリーマン初のトップにもなりました。

この、いわゆる『長者番付』が平成18年度の税制改正で廃止になりました。所得税・相続税・贈与税・法人税及び地価税、全ての高額納税者公示制度が平成18年4月1日以後の公示より廃止になります。

そもそも長者番付制度の目的は「高額所得者の所得金額を公示することにより、第三者のチェックによる脱税牽制効果を狙う」ことにありました。今では信じられませんが、導入初期にはこの目的の効果を高める為に、脱税額に応じて、その情報提供者に対し報償金を支払う「第三者通報制度」も導入されていました（実際には、報復や怨恨による通報が多かったようです…）。

長者番付制度は、先に述べた役割の他にも、納税額を明らかにする事で、高額所得者の社会貢献を明らかにするといった肯定的な役割もありました。しかし、そういった役割を差し引いても余りある、多くの問題点を含んでいる制度でした。

高額納税者の名簿は市販されており、一般でも入手可能です。そのため高額納税者の名簿に載ったことによって、団体・企業からの寄附の強要や営業攻勢、勧誘などにさらされることがありました。また、高額納税者の名簿には住所も記載されており、納税者とその親族が窃盗・誘拐などの犯罪に巻き込まれることがあり、実際に多くの芸能人の自宅に窃盗が入っているという事実がありました。

こういったリスクを避けるために『公示逃れ』を行なう人が増えていたことも事実のようです。つまり、高額納税者の公示対象が法廷申告期限までに提出された申告書に限られることから、所得税額が1,000万円を超えない所得で申告しておいて、翌日以降に本来の税額で修正申告をするのです。もちろん期限後の申告であるため、延滞税という利息相当額の負担は増えます。しかし、場合によっては生命の危険にも及びかねない前述のリスクを回避するには安い出費ではないでしょうか。

第三者のチェックによる脱税牽制効果が薄れてきたこと、犯罪の助長につながっている可能性があること、また、17年4月より施行された個人情報保護法の影響が重なり、長者番付は昨年をもって廃止になりました。「今年ブレイクしたあの芸能人のランキングは？今年活躍したスポーツ選手は何位に？」と、ささやかな楽しみにしていた方にとっては少し残念でしょうが…。

独り言

小林 敬一郎

4月といえば「花見」ですね。しかし、今年は桜の開花が遅くまだ県内は花見ができる状態ではないようです。（この号が発行される頃には咲いているかもしれませんが・・・）

さて、日本で見られる桜にはどれくらい種類があるのか考えたことはありますか？最近気になって調べてみました。確認されているだけで300種以上あるそうですが、この中には自生種は少なくほとんどが園芸品種です。この園芸品種の代表格なのが、皆様もご存知の「ソメイヨシノ」です。

日本の桜の名所のうち約8割にこの「ソメイヨシノ」が植えられているそうです。しかし、「ソメイヨシノ」は花が咲いても果実ができにくく、まれにできたとしても、発芽する確率はほぼゼロ。なので自生しているものはなく、接木で増えてきた「クローンソメイヨシノ」なのです。さらに、「ソメイヨシノ」は他の桜に比べて寿命が短く、100年もつものはまれといわれています。つまり、人間が接木などをして増やすのをやめてしまえば、百年後くらいには、日本から「ソメイヨシノ」が消えてしまうということです。そんなことにならないためにも、あちこちに「ソメイヨシノ」を植えて桜の名所を増やして欲しいなと思いました。

お知らせ

今後メールマガジンの発行を予定しております。会計、税務他「お役立ち情報」を配信できればと考えております。ご要望等ありましたらお気軽にご連絡ください。よろしくお願いたします。